

仙台市農業委員会第91回総会議事録

○開催日時 令和7年10月30日（木曜日）午後1時30分から午後2時43分

○開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○出席委員 18人

会長	1番 赤間 敬		
会長職務代理者	2番 嶺岸 若夫		
委員	3番 相原 元浩	4番 阿部 康幸	5番 大泉 権吾
	6番 小野寺 潔	7番 菊地 郁夫	8番 熊谷 幸夫
	9番 郷古 雅春	10番 斎藤 清太	
	12番 柴田 市郎	13番 庄子 みゆき	14番 鈴木 可和
	15番 高橋 勝彦	16番 高山 真里子	17番 中嶋 紀世生
	18番 松原 菊男	19番 三浦 彰芳	

○欠席委員 1人 11番 佐々木 功治

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案

- (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 報告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- (6) 公共工事に伴う農地転用届出について
- (7) 送電用電気工作物等の敷地等に供する農地転用届出について
- (8) 売渡あっせん希望農地一覧表

6 その他

- (1) 会長報告
- (2) 新潟市農業委員会の視察対応について
- (3) 地域計画のブラッシュアップに向けた農業委員会等の役割等について

(4)仙台市農業委員会におけるタブレット運用の一部見直しについて（案）

(5)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聰	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 91 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	— 会長 あいさつ —	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、11 番 佐々木功治 委員から欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、18 番 松原菊男 委員、19 番 三浦彰芳 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。	
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、10 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。	
高橋第二調査 委員会委員長	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員の 3 名で行いました。また、該当する地区的農地利用最適化推進委員として、加藤隆推進委員、早坂賢一推進委員が出席しました。	

今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による新規就農が1件の合計4件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を菊地郁夫委員から、番号3番を阿部康幸委員から、番号4番を熊谷幸夫委員からします。

(書面報告)

(7番菊地郁夫委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で107aの農地を耕作しております。10月16日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、これまで自身が所有する土地で小規模栽培を行ってきており、その経験や知識を生かし、今回農地を取得して新規就農するものです。2aの畑にジャガイモやキュウリなどの野菜を栽培し、自家消費する計画です。10月16日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(4番阿部康幸委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で175aの農地を耕作しております。10月20日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(8番熊谷幸夫委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族2人で61aの農地を耕作しております。10月16日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。
	(午後1時37分)
議 長	次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。 調査の結果報告は、小野寺潔委員から口頭報告をします。
小野寺潔委員 (番号6番)	番号1番は、農業用施設に転用するものです。第3号議案の番号4番と関連があります。転用面積が3,000m ² を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。申請は、田3,021m ² を転用し、事業面積（第3号議案番号4番の田2,007m ² 含む）5,028m ² を、馬の運動場に4,121m ² 、畜舎に150m ² 、倉庫に240m ² 、駐車場に50m ² 、通路に467m ² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。土地所有者からの転用同意書が提出されております。また、農振農用地区域になっていますので、農業用施設用地への農振の用途区分変更通知書が令和7年10月2日付で出ております。地域計画区域内の農業用施設への転用について、農業振興課より地域計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがない旨を確認しております。なお、許可を得ないで農業用施設用地として使用していたことに対し、申請者から始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当

	するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。
郷古雅春委員 (番号9番)	今回の申請のあったこの施設の概要と、申請された施設は農業用施設に該当するのかどうかが分かり難かったので、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。
小野寺潔委員 (番号6番)	これは、第3号議案の番号4番も見ていただきたいのですが、今回の件につきましては、6月の総会で採草放牧地として3条申請が出された案件でしたが、実際は牧草の栽培だけではなく、馬の放牧もしていたようです。 そこで保健所から、施設を整備しないで放牧をした場合、糞尿が地下に浸透するのでは、という問題があるという指導が入りました。
事務局農地係長	また、馬を入れる厩舎については、地面にコンクリートを打たないと保健所では許可できない、というような指導が入りました。コンクリートを打つということは農地ではなくなるので、農業用施設用地として申請をした、というのが今回の経緯になります。
郷古雅春委員 (番号9番)	農業用施設の定義としましては、農作物の育成や養畜などの事業のために使用する施設となっています。6月総会で3条許可申請を受け付けた際は、申請地で牧草を栽培するという目的だったのですが、今回は申請地で馬を放す運動場にすることが主目的になっているということでしたので、農業用施設用地ということで取り扱いました。 畜舎などについても、同様に農業用施設用地として取り扱いまして、また、事業に必要である駐車場や倉庫等に使用する他のスペースをすべて含めて、今回、農業用施設用地として申請を受け付けたものです。
事務局農地係長	ありがとうございました。「馬の運動場」というような記載になっていたので、乗馬クラブじゃないのかとも思ったのですが、あくまでもこの馬は畜産業として養畜していると解釈しているということですね。
	はい。馬の生産を主目的としまして、馬体をある程度大きくするために必要な運動場ということで聞いています。これが単なる乗馬クラブである場合には、畜産業ではなく、あくまでもサービス業となりますので農業用施設ではなくなります。また、競馬用のサラブレッドで、他の牧場で生産された馬を引き取って競走馬として育成だけをする場合は競馬事業となり、畜産業とはなりません。今回はあくまでも、この申請者の施設は生産牧場であり、そこで馬を生ませて、育成、他に売却するという目的になりますので、農業用施設として解釈しております。

郷古雅春委員 (番号 9 番)	ありがとうございます。そこの線引きがはっきりしていれば、大丈夫だと思います。
菊地郁夫委員 (番号 8 番)	この申請者は、競走馬になれなかった馬は馬肉にするとも言っていましたよね。
事務局農地係長	今回の申請者は乗馬用の馬やサラブレッドを生産するかもしれません、その目的に適さなかった馬については、食肉用にするとも言っていました。この農業用施設に該当するのかというの、畜産業として生産をするのか否かという基準が大きいです。総務省の日本標準産業分類の中でも、単に育成をしている場合は「競馬事業」であるとされています。ですので、今後もこのような馬を飼う目的で申請が出された場合には、その内容から農業用施設なのか一般的な施設への転用なのかを振り分けたいと考えております。
議 長	他に何かございますか。
松原菊男委員 (番号 18 番)	もう 1 つ教えていただきたかったのですが、糞尿について、その処理はどのようにやるのでしょうか。どこかに堆積させておくのか、それともどこかに運び込んだりするのでしょうか。
小野寺潔委員 (番号 6 番)	泉ヶ岳にある堆肥処理施設に運び込むとのことです。
松原菊男委員 (番号 18 番)	ちなみに現在、馬は何頭いるのでしょうか。
小野寺潔委員 (番号 6 番)	現在 5 頭いるとのことです。申請時の計画では、12 頭ぐらいまでは増やせる規模の施設となっています
議 長	他に何かございますか。
大泉権吾委員 (番号 5 番)	先ほどの説明で「土地所有者からの転用同意書が提出されている」とあったのですが、どういった内容、意味合いの同意書だったのでしょうか。また、申請者から提出された始末書の内容についても教えてもらえるでしょうか。
事務局農地係長	同意書につきましては、今回の申請内容が、土地所有者から借りた土地を転用するという内容となっています。許可要件の中に「権利の妨げとなる方の同意がちゃんとあるか」という項目があります。ですので、借りている土地を転用する場合には、所有者からの同意を得なければならないこととなっておりますので、今回はこれに基づいて同意書をいただいております。
	また、始末書につきましては、農地法第 3 条許可で賃貸借を受けた部分を、もうすでに今回の申請する前に農業用施設として使っていたこと、また、駐車場や通路の部分は砂利敷きにしているのですが、この部分についても許可が出る前

	に、既に整備が始まっているということで、これらに対する始末書となっております。
議長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。 (午後1時55分)
議長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが3件、作業ヤードに一時転用するものが1件の合計7件です。調査の結果は、番号1番と2番を佐々木功治委員から、番号3番と5番を鈴木可和委員から、番号4番を小野寺潔委員から、番号6番と7番を私（高橋勝彦委員）からします。なお、本日は佐々木功治委員が欠席のため、番号1番と2番を私（高橋勝彦委員）から報告します。
<p>(書面報告) (11番佐々木功治委員報告) ⇒ 欠席 ⇒ (高橋勝彦委員長報告)</p> <p>番号1番は、売買により農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が田584m²を転用し、農作業場183m²、駐車場（3台）に101m²、通路等に200m²、法面に100m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで駐車場等として使用していることに対して始末書が提出しております。以上のことから、農地法第5条第2項の</p>	

不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、賃貸借により公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域その他市街化区域が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田 3,238 m² のうち 436 m² を一時転用し、山林等を含む事業面積 635 m² を、仮設道路に 300 m² 、工事作業用地に 335 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、公共工事の請負契約書の写しが提出されております。仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和 8 年 1 月 30 日までです。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(14 番鈴木可和委員報告)

番号 3 番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、譲受人が畠 274 m² を転用し、駐車場（6 台）に 101.64 m² 、通路等に 172.36 m² を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6 番小野寺潔委員報告)

番号 4 番は、使用貸借により農業用施設に転用するものです。第 2 号議案と関連があります。転用面積が 3,000 m² を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。申請は譲受人が田 2,007 m² を転用し、事業面積（第 2 号議案の 3,021 m² 含む）5,028 m² を、馬の運動場に 4,121 m² 、畜舎に 150 m² 、倉庫に 240 m² 、駐車場に 50 m² 、通路に 467 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されておりま

す。仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農業用施設用地への農振の用途区分変更通知が令和7年10月2日付で出ております。地域計画区域内の農業用施設への転用について農業振興課より地域計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがない旨を確認しております。なお、許可を得ないで農業用施設用地として使用していたことに対し、申請者から始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(14番鈴木可和委員報告)

番号5番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畠943m²を転用し、太陽光発電パネル150枚(発電出力49.5kw)に387.48m²、通路等に555.52m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15番高橋勝彦委員報告)

番号6番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,870m²を転用し、太陽光発電パネル142枚に416.41m²、法面に270.00m²、通路・作業スペース等に1,183.59m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判

断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 2,574 m²を転用し、公衆用道路を含む事業面積 2,696 m²を、太陽光発電パネル 142 枚に 416.41 m²、法面に 1,144.00 m²、通路・作業スペース等に 1,135.59 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(番号 5 番)

番号 7 番の太陽光発電パネルの設置についてですが、転用面積が 2,500 m²以上もあって、パネル設置面積が約 416 m²しかないのですが、どのような設置計画なのでしょうか。法面の部分が相当多いような説明にはなっているのですが、設置に無駄がなかったのかなど教えてもらいたいです。

事務局農地係長

(計画図面を提示) このような形状、状況であり、問題ないものと考えています。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後 2 時 00 分)

議長

次に、第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

別紙議案書をご覧ください。

第 4 号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。令和 7 年 12 月 23 日宮城県公告予定分です。総数 305 件、699 筆 1,670,718 m²に係るも

のです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。

議長 第4号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 意見がなければ採決します。

農用地利用集積等促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。第4号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。

(午後2時07分)

議長 続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売渡あっせん希望農地一覧表についてまでを 事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり11件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、4ページに記載のとおり5件の届出がありました。遺産分割による所有権移転の相続が3件、遺産分割による賃借権の移転の相続が1件となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）については、5ページに記載のとおり3件ありました。(5) 農地法第5条の許可による許可の取消願については、6ページに記載のとおり1件ありました。(6) 公共工事に伴う農地転用届出については、7ページに記載のとおり1件ありました。(7) 送電用電気工作物等の敷地等に供する農地転用届出については、8ページに記載のとおり1件ありました。(8) 売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が2件、あっせんの取下げが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起

	こしをよろしくお願ひいたします。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議長	報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時12分)
議長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。
会長	—その他— (1)「会長報告」
議長	続けて(2)「新潟市農業委員会の視察対応について」を、私(赤間 敬 会長)からご報告します。
会長	—その他— (2)「新潟市農業委員会の視察対応について」
議長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、次に(3)「地域計画のプラスアップに向けた農業委員会等の役割等について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	—その他— (3)「地域計画のプラスアップに向けた農業委員会等の役割等について」
議長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、次に(4)「仙台市農業委員会におけるタブレット運用の一部見直しについて(案)」を、事務局から説明願います。

事務局振興係	<p>— その他 —</p> <p>(4) 「仙台市農業委員会におけるタブレット運用の一部見直しについて（案）」</p>
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(5)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	<p>— その他 —</p> <p>(5) 「事務局からの連絡事項」</p> <p>1 令和7年11月～12月の予定表</p> <p>2 他市町村農業委員会だより等（農政時流、新潟市、横浜市）</p>
議 長	ここまで説明について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第91回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時43分)